

第662号(平成19年5月25日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

[規則]

△ 横浜市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局高齢施設課】	4
△ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局環境管理課】	5

[告示]

△ 横浜市立金沢動物園入園料の収納事務の委託【環境創造局金沢動物園】	7
△ 終末処理場による下水の処理開始【環境創造局管路保全課】	8
△ 公共下水道の供用開始【環境創造局管路保全課】	10
△ 公共下水道の排水施設の方式の変更【環境創造局管路保全課】	11
△ 横浜市国民健康保険料の収納事務の委託【健康福祉局保険年金課】	12
△ 平成19年度分の横浜市国民健康保険の保険料率【健康福祉局保険年金課】	13
△ 平成19年度分の横浜市国民健康保険料の賦課額を減ずる額【健康福祉局保険年金課】	14
△ 指定地域密着型サービス事業者の指定【健康福祉局高齢健康福祉課】	15
△ 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定【健康福祉局高齢健康福祉課】	16
△ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止【健康福祉局高齢健康福祉課】	18
△ メモリアルグリーン手数料の収納事務の委託【健康福祉局環境施設課】	19

[公告]

△ 廃物の認定【資源循環局業務課】	20
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	22
△ 同 【環境創造局管路保全課】	23
△ 公園の設置【環境創造局水・緑管理課】	24
△ 公園の区域の変更【環境創造局水・緑管理課】	25
△ 大規模小売店舗の変更の届出【経済観光局産業立地調整課】	26
△ 大規模小売店舗の届出に対する意見【経済観光局産業立地調整課】	27
△ 建築協定の認可【まちづくり調整局建築企画課】	29
△ 同 【まちづくり調整局建築企画課】	30
△ 建築協定に加わる意志の表示【まちづくり調整局建築企画課】	31
△ 総合的設計による同一敷地内建築物の認定に係る一団地の取消し【まちづくり調整局建築環境課】	32
△ 開発行為に関する工事の完了【まちづくり調整局調整区域課】	33
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	34
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	35
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	36
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	37
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	38
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	39
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	40
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	41
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	42
△ 同 【まちづくり調整局調整区域課】	43

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 25 日

横浜市 長 中 田 宏

横浜市規則第 67 号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年 3 月横浜市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 41 の項作業の内容の欄中「製品」を「製造」に改め、同表の 63 の項施設の欄第 1 号中「限る。）」を「限る。）」に改める。

別表第 11 亜鉛及びその化合物の項中「（ 3 ））」を「（ 2 ））」に改める。

別表第 13 備考 4（ 1 ）中「騒音」を「騒音計」に改める。

附 則

（ 施行 期 日 ）

1 この規則は、平成 19 年 6 月 11 日から施行する。

（ 経 過 措 置 ）

2 附則別表の中欄に掲げる業種に属する事業所（昭和 46 年 9 月 10 日以前に設置された事業所（同日以前から建設工事中のものを含む。）に限る。）に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物の許容限度についての規制基準は、この規則の施行の日から平成 23 年 12 月 10 日までの間は、この規則による改正後の横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 11 の規定にかかわらず、附則別表の右欄に掲げるとおりとする。

附 則 別 表

（ 単 位 mg / L ）

物 質 の 種 類	業 種	許 容 限 度
亜 鉛 及 び そ の 化 合 物	金 属 鉍 業	亜 鉛 と し て 3
	無 機 顔 料 製 造 業	
	無 機 化 学 工 業 製 品 製 造 業（ソーダ工業、無機顔料製造業及び圧縮ガス・液化ガス製造業を除く。）	
	表 面 処 理 鋼 材 製 造 業	
	非 鉄 金 属 第 1 次 製 錬 ・ 精 製 業	
	非 鉄 金 属 第 2 次 製 錬 ・ 精 製 業	

建設用・建築用金属製品製造業（ 表面処理を行うものに限る。）
溶融めっき業
電気めっき業

（備考）

- 1 この表の中欄に掲げる業種に属する事業所（以下この備考において「対象事業所」という。）が同時に同欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、対象事業所に係る排水に含まれる亜鉛及びその化合物の許容限度についての規制基準は、同表の右欄に掲げるものを適用する。
- 2 この表に掲げる規制基準は、対象事業所に係る汚水又は廃液を処理する事業所に係る排水については、当該事業所が対象事業所の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、対象事業所が同時に同表の中欄に掲げる業種以外の業種にも属するときは、備考1の規定を準用する。